

自己申告に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人国立保育会に勤務する職員の申告に基づき、その特性および意向を把握し、職員に対する指導や配置等の参考にすることにより、適切な能力向上策の実施や人事管理を行い、もって職務能率の増進を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この規程においての自己申告とは、職員が自己の職務遂行状況や異動、将来についての職務遂行能力等の向上の希望、意見等を申告することです。

(自己申告を行う範囲)

第3条 自己申告は、部長及び施設長等を除く、すべての常勤職員、嘱託職員および非常勤職員（以下「職員等」とします）について行います。

(自己申告の実施時期)

第4条 自己申告は、翌年4月1日を基準日として、これを実施します。

2 職員等は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると理事長が認めるときは、随時に自己申告をすることができます。

(自己申告書)

第5条 自己申告は、別紙様式に定める自己申告書により行うこととします。

2 自己申告書は、所定の方法で所定の用紙等に簡潔明瞭に記述し、施設長等に提出することとします。

(自己申告書の活用)

第6条 自己申告書は、第1条の目的を達成するためにのみ活用するものとします。

(自己申告書の有効期間)

第7条 自己申告書の有効期間は、自己申告基準日から1年間とします。ただし、必要に応じ職員等の適正な配置および職務能率増進のため、有効期間を延長することができるものとします。

(その他)

第8条 この規程に定めるもの以外の必要な事項は、理事会が定めるものとします。

附 則

1. 平成23年1月1日から施行する。
2. 令和3年1月1日に一部改正し施行する。
3. 令和4年4月1日一部改正（第3条 自己申告を行う範囲に非常勤職員を加え、それに付随する字句を修正した）